

防火地域及び準防火地域の決定年月日

告示年月日	告示番号
昭和48年11月20日	東村山市告示第 58号
昭和51年 7 月13日	東村山市告示第102号
昭和56年 4 月10日	東村山市告示第 62号
昭和59年 1 月27日	東村山市告示第 2号
平成元年10月11日	東村山市告示第109号
平成 8 年 5 月31日	東村山市告示第 88号
平成16年 6 月24日	東村山市告示第123号
平成19年 4 月 6 日	東村山市告示第 99号
平成27年11月10日	東村山市告示第228号
平成28年11月10日	東村山市告示第239号
平成30年11月26日	東村山市告示第247号

防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、主として商業地など、建築物の密集している市街地において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険性を防除するために指定するものです。

種類	面積	構造規模		耐火建築物としなければならないもの	準耐火建築物または耐火建築物としなければならないもの
		階数	延べ床面積 (階数にかかわらず)		
防火地域	約 35.3ha	階数		階数3以上のもの	階数が2以上で、かつ延べ床面積が100m ² 以下のもの
		延べ床面積 (階数にかかわらず)		100m ² をこえるもの	
準防火地域	約656.4ha	階数		階数4以上のもの (地階を除く)	※階数が3のもの (地階を除く)
		延べ床面積 (階数にかかわらず)		1,500m ² こえるもの	500m ² をこえ 1,500m ² 以下のもの

※例外の規定があります。

○この他、建築物の規模・用途（共同住宅・病院などの特殊建築物）によっても準耐火建築物・耐火建築物にしなければならない場合もあります。